

(別表1)

## 申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和4年6月1日作成)

法令名	職業能力開発促進法
根拠条項	第28条第3項
許認可等の種類	職業訓練指導員免許の交付
法令の定め	・職業能力開発促進法 第28条第3項 ・職業能力開発促進法施行規則 第38条、第39条、第40条—及び附則第9条 ・昭和44年10月1日労働省告示 第38号 ・昭和45年7月1日労働省告示 第39条
審査基準	「未設定」イ 審査基準が法令の定めに言い尽くされているため
標準処理期間	総期間 20日(注:休日は含まない。) 経由機関 日・月( ) 協議機関 日・月( ) 処分機関 日・月( )
処分担当課	各(総合)振興局産業振興部商工労働観光課(電話番号: )
申請先	同上
問い合わせ先	同上
備考	(公表アドレス <a href="https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/jzi/kijun.html">https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/jzi/kijun.html</a> )